2017年5月30日に個人情報保護法が改正されたニュースが、ここ最近話題になっています。個人情報保護法とは、個人の利益と権利を保護するために、個人情報を取り扱う事業者に対しての取扱方法を定めた法律のことです。今回は、この個人情報保護法の基本情報と、新たに改正される箇所、最低限知っておくべき項目をご紹介していきます。

【目次】
■[個人情報保護法の基礎知識](https://furien.jp/columns/257/#1)
◆[個人情報とは](https://furien.jp/columns/257/#1-1)
◆[個人情報保護法とは](https://furien.jp/columns/257/#1-2)
◆[個人情報保護法の基本的なルール](https://furien.jp/columns/257/#1-3)
■[2017年5月30日に個人情報保護法「改正」](https://furien.jp/columns/257/#2)
◆[従来からの変更項目](https://furien.jp/columns/257/#2-1)
◆[「個人情報取扱事業者」はフリーランスも当てはまる](https://furien.jp/columns/257/#2-2)
◆[「要配慮個人情報」も今回追加](https://furien.jp/columns/257/#2-3)
■[最低限知っておくと良い個人情報保護法の項目](https://furien.jp/columns/257/#3)
■[まとめ](https://furien.jp/columns/257/#4)

**個人情報保護法の基礎知識**

**個人情報とは**

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日、その他の情報などで個人が特定できるものの総称です。またこれらの情報は、紙・電子媒体を問いません。

基本的に個人情報に含まれるものは、「氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・クレジットカード情報・銀行口座情報・顔写真・防犯カメラデータ」でしたが、今回の改正で新たに、「指紋認証・顔認証データ・パスポート番号、免許証番号・端末ID・機器に関する情報」も個人情報に含まれます。また、取扱配慮が必要なものは、「病歴・犯罪歴・被害歴・人種・信条・社会的身分」の情報が含まれます。もちろん、個人を特定できる[マイナンバー](https://furien.jp/columns/24/)も、個人情報になります。

**個人情報保護法とは**

[個人情報保護法](http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO057.html)とは、先に紹介した個人情報を取り扱う事業者に対して取扱方法を定めた法律で、2005年4月1日に全面施行され、今回は約10年ぶりの改正になります。（改正自体は2015年9月に案が出ていましたが、施行は今回の2017年5月30日です。）

個人情報保護法は下記のように6章で構成されており、6章目には罰則規定があり違反者には罰則が課せられます。
1章：総則
2章：国及び地方公共団体の責務など
3章：個人情報の保護に関する施策など
4章：個人情報取扱事業者の義務など
5章：雑則
6章：罰則

**個人情報保護法の基本的なルール**

個人情報保護法には、5つの基本ルールが存在します。

**1:個人情報取得時のルール**
個人情報を利用する場合、あらかじめ**利用目的を明示**しておかなければいけません。そのため、企業は利用目的を本人に伝えるか、あらかじめホームページや店頭、契約時の書類などで公表しなくてはいけません。ただし、個人情報を取得する目的が明らかな場合（配送目的で伝票に記入など）は、逐一伝える必要はありません。

**2:個人情報利用時のルール**
取得した個人情報は、**本人に伝えた目的以外で使用してはいけません**。もし、別の目的で使用する場合は、本人に利用目的を確認したうえで同意を取ってから利用してください。

**3:個人情報保管時のルール**
個人情報を管理するパソコンや名簿を**安全に管理する義務**があります。パソコンであればウイルス対策ソフト、電子メールであればパスワード・暗号化、紙媒体であれば施錠できる場所に保管など、セキュリティを強化してください。

**4:個人情報を第三者に渡す時のルール**
個人情報を第三者に渡す場合は、**原則本人の同意が必要**です。ただし、法令に基づく場合や人命に関わる場合で本人の同意を得るのが困難な場合は不要です。また、業務を委託する場合も渡すことは可能ですが、委託先の明示は本人にしておきましょう。

**5:本人から個人情報開示を求められた時のルール**
企業が保有している個人情報の**開示や修正などを本人から求められた場合、対応しなければいけません**。その場合、「なぜ明示して欲しいのか」「修正の理由」を答えられるようにしておきましょう。

（参考：[個人情報保護委員会資料](http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_2902leaf_smallbusinesses.pdf)）

**2017年5月30日に個人情報保護法「改正」**

**従来からの変更項目**

**定義の明確化**

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により
特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（[第2条](http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO057.html)）

今回の改正で、個人情報の定義が上記のように改正されました。以前は、顔認識・指紋・遺伝子データや購買履歴といった部分が曖昧でしたが、今回の改正で定義を明確にすることにより、保護対象がわかりやすくなりました。また小規模取扱事業者への対応の定義が、**取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者へも適用**されるようになっています。

**個人情報などの有用性の確保**

**匿名加工情報**や**利用目的制限の緩和**、**個人情報保護方針**などが含まれます。特定の個人を識別できないように情報を加工して匿名加工情報と定義し、その加工方法を定める規律はもちろん、取得時の目的から新たな利用目的へ変更する事の規定緩和。認定個人情報保護団体が、個人情報保護方針を作成する際に、消費者の意見を聴き個人情報保護委員会に届出、内容の公表をしなければいけないことが新しく追加されています。

**個人情報の流通の適正さ確保**

基本的に**名簿屋対策**の項目です。[**オプトアウト規定**](http://www.miyake.gr.jp/topics/201702/%E6%94%B9%E6%AD%A3%E5%80%8B%E4%BA%BA%E6%83%85%E5%A0%B1%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95%EF%BC%9A%E3%82%AA%E3%83%97%E3%83%88%E3%82%A2%E3%82%A6%E3%83%88%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E7%AC%AC%E4%B8%89%E8%80%85%E6%8F%90%E4%BE%9B%E3%81%AE%E5%B1%8A%E5%87%BA)**厳格化**や、[**トレーサビリティ**](https://kotobank.jp/word/%E3%83%88%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%82%B5%E3%83%93%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3-6814)**の確保**、**データベース提供罪**などの項目です。オプトアウト規定による第三者に提供する場合、個人情報保護委員会への届出が必要な旨や、受領者は提供者のデータ取得経緯などを記録して一定期間保管、また提供者も受領者のデータを一定期間保管しなければいけない項目を追加。不正利益を図る目的でデータベースなどを第三者に提供・盗用した場合の処罰に関しての項目が新しくなっています。

**個人情報保護委員会の新規及び権限**

**個人情報保護委員会**についての項目を改正しています。内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設、原稿の主務大臣の有する権限の集約・立ち入り検査の権限などの追加がされています。

**個人情報取扱のグローバル化**

**外国事業者への第三者提供**や**国境を越えた適応**、**外国執行当局への情報提供**などのグローバル化の項目が追加されています。個人情報保護委員会が認めた国や本人が同意した外国への個人情報提供が可能になります。また、サービス提供などで日本の住居などの個人情報を取得した海外

**請求権**

個人情報保護法の第28条～34条で、**個人情報の開示・訂正・利用停止**などの項目です。本人による個人情報の請求は、裁判所に訴えを提起出来る請求件であることが明確に記載されています。

（参照：[経済産業省](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/01kaiseikojinjohopamphlet.pdf)）

**「個人情報取扱事業者」はフリーランスも当てはまる**

「個人情報取扱事業者」が新たに追加されています。この「個人情報取扱事業者」は、個人情報データベースなどをその事業活用に利用している者全員が当てはまります。取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者へも適用されるため、今まで適用除外になっていた中小企業、個人事業主、フリーランスも当てはまりますので注意が必要です。

**「要配慮個人情報」も今回追加**

今回の改正で、「要配慮個人情報」という言葉も追加されています。「要配慮個人情報」とは、「病歴・犯罪歴・被害歴・人種・信条・社会的身分」を含む個人情報のことです。これらは、一般的な個人情報よりも取扱に注意しなくてはいけないため、本人の同意なしに取得したり、第三者に渡すことは禁止されています。

**最低限知っておくと良い個人情報保護法の項目**

個人情報保護法に関しては、難しい部分が多いためです。どこを注意すれば良いのかわかりにくい人のために、最低限知っておくと良い項目だけ抜粋してご紹介していきます。また、大塚商会より「[セルフチェックシート（大塚商会）](https://www.otsuka-shokai.co.jp/media/library/material/1705/0386.html)」が公開されていますので、あわせて活用してみてください。

**第15条：利用目的の特定**

個人情報を利用する目的を明確にしなくてはいけません。また、最初に取得した目的と違う場合は、本人に同意を得てから、新しい利用目的に使用することが出来きます。

**第16条：利用目的による制限**

個人情報は、本人に同意を得た利用目的範囲内でしか取り扱いは出来ません。

**第17条：適正な取得**

偽り、不正、本人に同意を得ないで個人情報を取得してはいけません。特に、要配慮個人情報については気をつけましょう。

**第18条：取得に際しての利用目的の通知等**

あらかじめ利用目的を公表している場合以外は、本人に利用目的を明示しなくてはいけません。また、本人との契約を締結することに伴い契約書や他の書類に記載された、該当本人の個人情報を取得する場合も、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければいけません。

**第19条：データ内容の正確性の確保**

利用目的達成に必要な範囲内の個人情報は、正確かつ最新の内容を保つ必要があります。

**第20条：安全管理措置**

個人情報の漏洩、滅失、き損の防止などのセキュリティ対策を行い、安全に管理しなくてはいけません。安全対策は、「組織」「人」「技術」「物理」の4つの項目に分割して行ってください。

**第21条：従業者の監督**

個人情報取扱において、該当個人データの安全管理が図られるよう、従業員に対する適切な監督を行う必要があります。

**第22条：委託先の監督**

個人データの全部または一部を委託する場合、委託先に対する適切な監督を行う必要があります。

**第23条：第三者提供の制限**

第三者に個人情報を渡すときは、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。ただし、法令に基づく場合や人命に関わる場合で本人の同意を得るのが困難な場合は不要です。提供する先が第三者に当たらない委託先や事業継承、共同利用の場合は、義務ではありませんが、監督義務が免れるわけではありませんので、きちんと本人に利用目的、提供先の情報などを明示しておきましょう。

**第26条：訂正等**

本人から個人情報のデータ内容の修正・訂正が求められた場合は対応しなくてはいけません。その場合、本人以外が情報を修正・訂正した場合や修正・変更しない場合は、変更内容や変更しない理由を速やかに本人に通達する必要があります。

**第27条：利用停止等**

規定違反や不正があった場合は、当該保有個人データの利用停止もしくは消去を速やかに行わなくてはいけません。ただし、当該保有個人データの利用停止もしくは消去に多額の費用がかかる場合や、他の理由により困難な場合は、本人の権利利益を保護するための措置を代わりに行わなくてはいけません。また、利用停止、消去もしくは代替え措置を行った場合は、その旨を速やかに本人に通達する必要があります。

**第28条：理由の説明**

定められた規定により、本人から求められた措置もしくは求められた措置が取れず代替え措置を適応する旨の理由を明確に通達する必要があります。

**第29条：開示等の求めに応じる手続**

本人から個人情報の開示等が求められた場合は、これに応じなければいけません。ただし、該当本人以外の個人情報も一緒になっている場合などの理由により開示できない場合は、その旨の理由を明確に通達する必要があります。また、法令に基づく場合や人命に関わる場合で本人の確認が取れない場合は、代理人によって個人情報の開示を求めることができます。

**第42条：苦情の処理**

個人情報取扱に関する苦情があった場合、適切活迅速に処理を行わなくてはいけません。

（参考：[個人情報保護法](http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO057.html)）

**まとめ**

改正自体は2015年9月に案が出ていましたが、実際に施行されたのは2017年5月30日です。なんとなく内容をニュースや新聞で見かけたことがあるという人も、今回のコラムで今一度認識してもらえれば幸いです。難しい部分が多いですが、一人一人が個人情報の取扱についての意識を高めれば、自然と出来る項目も多いので、しっかり意識するようにしましょう。